

2022年12月12日

欠席委員の意見

1.地域移行の促進

施設入所者の地域移行が進んでいないことが、障がい者の自立生活、入所希望者の待機問題解消において大きな問題である。府内市町村の計画において成果目標として掲げている地域移行6%以上、施設入所者数の削減1.6%以上ということが遅々として進んでいない施設の状況がある。

これらの状況を改善するため、3つの取り組みを提案したい。

まず1つ目は、人的課題や地域課題を抱える入所施設に対し、移行を促進していくために外部資源を活用した協働的取り組みが必要である。例えば、今年度から大阪市が行っている「施設入所者地域生活移行促進事業」といった、行政が地域移行の少ない施設に啓発的に働きかけ、基幹相談支援センターが仲介役となり、地域移行の相談支援事業所と連携し、地域移行の推進をするといった事業が必要である。効果は今後のことであるが、以前大阪市では加齢児の多い施設において、外部の相談支援の活用、施設内に地域移行担当職員の設置などを行うことで加齢児の地域移行が進んだことがあった。他市においても、GHへ移行促進するためのプロジェクトや移行のためのSV派遣などを実施している市もでてきている。このような施設に対する地域移行に向けた協働的な取り組みを集約し、モデルとして他市が実施できるようにすることが重要である。

2つ目は、指定一般相談支援事業者の地域移行計画の実施を増加させていくことが重要である。地域移行計画の作成は、入所施設も対象となっているが、ほとんどが精神障がい者の入院施設からの移行計画となっている。そもそも指定一般相談支援事業者は、特定相談支援事業所を兼ねていることが多く、計画相談に労力を取られ、地域移行計画の策定自体が全般的に少なくなっている状況がある。計画相談の労力を減らし、施設入所者への地域移行計画に力を入れてもらうことが出来ればいいが、単価の問題もあり、すぐにそういった変化は難しいといえる。指定一般相談支援事業所への啓発では限界があるため、なんらかの行政のバックアップが必要である。例えば、入所施設の地域移行計画に特化した指定一般相談支援事業所に対しては、補助金があるなど新たな枠組みの検討が必要かもしれない。

3つ目に、大阪府では以前、地域移行促進事業が行われ、金剛コロニー入所者の移行促進を中心として盛り上がっていた状況もあった。その際には、パンフレットなどが施設や支援者に配布され、家族へも多くの啓発が行われていた。地域移行を促進するためには、価値や重要性を再確認するような流れを生む取り組みが必要である。

施設や家族への行政・基幹を通した啓発、外部の相談機能の活用、施設内の移行職員設置、加算の仕組み（施設側の地域移行加算の入所中2回限度の緩和など）などを行うことで、地域移行計画の策定を増やすことを検討してみたいだろうか。

2.地域生活の継続的支援および入所待機者への対応

現在、大阪府においてセルフプランによる計画作成状況は、半分ほどの市が5割以上を占めており、なかには8割、9割を超える市町村がセルフプランとなっている。一方、計画相談が8割を超えているところも10市町村ある。幼いころから地域の相談員とつながり、地域資源を利用してきた経験は重要である。長年、地域サービスの利用や地域関係を結んできた障がい児の親や利用者は、施設入所より地域での生活を継続させたいと考えることが多いと思われる。セルフプランの抑制は、施設入所希望の抑制につながる可能性があると考ええる。

入所待機者へのアプローチも重要である。待機者への相談や情報提供により、施設以外の選択肢を検討できるようにすることが必要である。入所希望時に入口支援として、行政と基幹などで家族と相談を行うことなどを始めている市もでてきている。

3.地域生活支援拠点事業「体験の機会・場の提供」の推進による地域生活への移行

8050問題など親との同居生活から自立生活へと進めるうえで地域生活支援拠点事業は重要である。多くの市町村で実施しているところではあるが、拠点の機能が緊急ショートと相談のみでとまっているところが多い。地域移行を進めるためには、この事業で位置づけられている「体験の機会・場の提供」の機能を実施することが欠かせない。この取り組みを早急に各市町村で進める必要がある。

また、岸和田市で実施しようと考えられている「手帳保持者でサービス未利用者への積極的訪問」も未然に介護問題を防ぐことにつながり、計画的な自立生活支援に繋がる可能性がある取り組みといえる。8050問題など生活が立ちいかない状況となり、緊急ショートとなってしまうとなかなか丁寧な地域生活支援には繋がらず、施設のみの選択肢となってしまう。このような取り組みも有効であると考えられる。

4.強度行動障がい者への地域移行促進、および施設環境の充実

大阪府で実施している「強度行動障がい地域連携モデル事業」から見えてきたことも障がい者支援施設にとって重要な視点がある。

強度行動障がいの方を入所施設で支援していくことは、大人数の環境、構造化、視覚化のし難い環境から困難な支援環境となることが多い。

モデル事業では、施設内に構造化などを進めていくための環境課題とともに人的課題が明らかになっている。特に強度行動障がい支援者養成研修などを受けた職員がいたとしても、施設の理解の脆弱さ、環境の限界、スーパーバイザーの少なさなどから、実際に構造化など特化した支援を実施できずにいることがわかってきている。これらの体制を整備することのできる専門性の高い施設を増やすことが重要である。施設の現状は、その場その場の

行動障がい者への支援に迫られ、さらに高齢化や重度化という問題の中で、地域移行にまで手が回っていない状況となっている。

また、強度行動障がいのある方にとって過ごしやすい環境は、一人暮らしや環境整備されたグループホームであることも多い。モデル事業においても、施設で受け入れ困難となった利用者が24時間の重度訪問介護を受け、防音設備のあるアパートで生活する事例が出されている。そこでは、行政の理解、関わりや環境についてスーパーバイズできるスタッフなどの存在が重要であることが明らかになっており、自立支援協議会においても行動障がいに特化した事例検討が行われるなど地域の事業所からも大変高い関心が寄せられている。大阪市においても「強度行動障がい者グループホーム移行促進事業」が開始され、専門的な支援のできるグループホームの登録、移行のための支援などができるようになってきている。このような行動障がいに特化した体制づくりを各市町村においても参考としていただくのがよいと考える。

施設内の専門的支援の位置づけの強化とともに地域資源の充実化を図ることで行動障がいのある方の地域移行も進んでいくと考える。

以上、意見とさせていただきます。